

## 平成 23 年度 第 2 回長野県労働問題審議会議事録

- 1 日 時：平成 23 年 10 月 25 日（火） 13:30～15:30
- 2 場 所：県庁 3 階 特別会議室
- 3 出席委員：  
労働者委員 中山委員、中村委員、根橋委員、鈴木委員  
使用者委員 関委員、宮下委員、吉田委員  
学識経験者 安藤委員、井上委員、柳澤委員、渡辺委員
- 4 内 容  
(1)開会  
(2)商工労働部長あいさつ  
(3)会長あいさつ  
(4)議事  
① 新年度に向けた労働雇用施策について  
② 県立勤労者福祉施設の在り方について・最終報告  
③ その他
- 5 閉会

### 福田課長補佐

それでは、ただ今から平成23年度第2回長野県労働問題審議会を開催いたします。私、進行を勤めさせていただきます労働雇用課の福田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。県庁舎の耐震工事中のため、多少騒音がございます。ご発言なさる時は、マイクをしっかりとご使用いただきますようお願いいたします。

尚、当審議会は公開で開催をさせていただいておりますので、会議録は県のホームページにおいて公表をさせていただき予定でございます。後日公表に先立ちまして議事録の確認をさせていただきます。

本日の審議会でございますが、委員の皆様のご出席は、定員15名のところ労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員3名、学識経験者である委員4名、合計11名のご出席でございまして、長野県労働問題審議会条例 第6条第2項の規定によりまして成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは最初に太田商工労働部長からご挨拶を申し上げます。

### 太田商工労働部長

長野県商工労働部長の太田寛でございます。

本日は、本年度に入りまして第2回目の労働問題審議会ということで、委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席いただきましてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

まず最近の景気動向を申し上げたいと思います。10月3日、日本銀行松本支店が、長野県の金融経済動向を発表しておりますが、この中では「長野県経済は緩やかに持

ち直している」という発表でございます。また私どもの景気動向調査でも県内企業の景気状況は、非常に厳しい中ではありますが、震災の影響からは脱してきたというところで、生産の回復がみられ業況感は1年ぶりに回復したという状況でございます。

これと表裏一体でございますが、雇用情勢につきましても8月の有効求人倍率が0.78倍、前月に比べまして0.02ポイント上昇ということで、ここ数ヶ月間上昇の傾向になっています。一方で歴史的な円高が非常に大きな問題になっておりまして、産業の空洞化も懸念されております。またギリシャを発端といたしましたEUの経済情勢、財政情勢の悪化の問題、あるいは県内企業80社以上が進出しております、タイにおける洪水の影響など様々な影響が懸念されるところでございまして、9月県議会で補正予算を承認いただき、長野県の緊急経済活性化対策に基づきまして、経済対策を進めているところでございます。引き続き経済の活性化、雇用の創出を最重要課題といたしまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

本日の会議でございますけれども、来年度予算の策定の時期を前に、新年度に向けた労働雇用政策と、県立勤労者福祉施設の在り方検討の最終報告の2点につきまして、それぞれのお立場からご審議賜りたいと考えております。皆様からの忌憚のないご意見、積極的なご提言を賜りまして県政の各施策へ活かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

#### **福田課長補佐**

続きまして、井上会長からご挨拶を頂戴いたします。

#### **井上会長**

本日は、お忙しいところ第2回労働問題審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

3月の東日本大震災以降、この夏は電力の需給問題、急激な円高など、依然として長野県下の経済あるいは雇用情勢は、非常に厳しい状況になっています。

この審議会は、労使、学識経験者、そして行政が一同に集まり、来年度に向けた労働雇用施策等について、皆さんのお考えや状況などについて理解を深めた上で、課題や方策を検討する機会です。県立勤労者福祉施設の在り方検討に係る専門委員会の最終報告についても、皆さんからご意見をいただくことになってはいますが、様々な立場から活発な意見交換や提言をいただいた上で、県の施策に反映していきたいと考えておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

#### **福田課長補佐**

どうもありがとうございました。それでは、これからの議事につきましては、井上会長をお願いいたします。

#### **井上会長**

はい。それでは、会議を進めさせていただきます。委員の皆様のご協力を引き続きお願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名ですが、吉田委員と根橋委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、本日の議題はお手元に配布してある次第に沿って審議を進めてまいります。まず、議題の1番目、平成24年度の予算編成を前に、長野県として労働雇用問題にどのように取り組むことが望ましいのか、委員の皆さんからのご意見をお聞きしたいと思っております。意見交換に入る前に、第1回労働問題審議会以降の雇用、労働あるいは経済情勢等について、直近の状況を担当課のほうからそれぞれご説明いただきたいと思います。質疑につきましては、すべて説明をいただいた後でそれぞれ皆さんからご発言をいただきます。

それでは、お手元の資料に合わせて担当から説明をいただきたいと思います。

### 石原産業政策課長

はい。産業政策課長の石原でございます。私のほうからは、資料1から資料3までにつきまして説明させていただきます。大変恐縮ですが、座って説明させていただきます。

資料1「最近の経済情勢について」でございますが、先ほど部長からお話ございましたが少し詳しく説明させていただきます。

まず世界の状況でございますが、10月17日に内閣府が発表したもので、世界の景気は全体として回復が弱まっており、アメリカでは極めて弱いものとなっているほか、ヨーロッパ地域では持ち直しのテンポが穏やかになっている。いわゆる先進国におきましては、アメリカの国債格下げ、または欧州におきましては、ソブリン問題等がございまして、かなり力強さがなくなってきています。次にアジアでございますけれども、こちらのほうはまだ内需を中心とした強い動きがございまして、中国におきましては実質GDP前期比率9.5%、インドにおきましては7.7%ということで、かなり強い動きがございまして。

しかし、こちらでも政府がインフレ対策や景気を調整しようということで、いろいろなところに問題が出てきていると聞いております。

2ページ目の上でございます。日本全体につきましては、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、引き続き持ち直しているものの、そのテンポは穏やかになっている」ということでございまして、以前に比べて、少し控えめな表現かなと思っております。

先行きにつきましては、サプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景といたしまして、景気の持ち直しが続くものと期待されています。しかし、電力供給の制約、原子力災害の影響等が回復力の弱まっている海外景気の状態もあり、日本の景気を弱くしていると言われております。

また、最近の歴史的な円高、また株価の変動によりまして、さらに景気のリスクが高まっていくということでございまして、またデフレの影響等につきましては、以前から指摘されているところでございまして。

日本経済、今のところ受注につきましては、結構堅いところがあるわけですが、今後、円高の長期化により極めて重要な問題が発生するのではないかというこ

とが懸念されています。

次に長野県内でございますが、これは日銀の松本支店が10月3日に発表したものでございますが、「長野県経済は穏やかに持ち直している」、震災の影響から穏やかに持ち直しているということを言っております。「企業の業況感は、震災の影響が概ね解消してきていることから持ち直しているが、先行きについては、円高や海外需要の減少を懸念して慎重な見方が広がっている。」ということでございます。日本全体とまったく同じような状況で、長野県の場合は海外依存度がかなり高い状況でございますので、円高の影響に極めて慎重に対応していかなければならないということでございます。

資料2をご覧ください。9月16日でございますが、長野県の経済対策を発表いたしました。

まず状況把握でございますが、背景のところに書いてございます。今、申し上げましたように、急激な円高の定着・加速、電力の安定供給への不安、日本全体への信頼度の低下、安全・安心意識の高まり、このようなものが根底にあるということでございます。それに対し、私達の対策としましては、喫緊の課題、当面の課題、中長期的課題ということで、3つに分けて対策を考えたところでございます。

まず喫緊の課題といたしましては、原子力発電事故による風評被害の払拭を早急にやらなければいけない事と考えております。また急激な円高対策、今回の円高は、日本に起因するものではございませんが、これに対する対応を当然考えていく必要があると考えております。

また当面の対策、課題でございますけれども、ここ数年同じような大きな地震が起こる可能性がある専門家も指摘しておりますので、県民の方々の安全・安心の確保が重要かと考えています。またそれと同時に、電力の不足ということで省エネルギーの推進、社会的弱者への支援、さらに雇用創出、雇用の確保ということも顕在化してきた社会課題としたところでございます。

中長期的な課題でございますけれども、短期的、当面の対策を行うわけですが、やはり中長期の展望も必要だと考えております。

まず1つ目、将来、成長が期待される分野、これに対する積極的な産業展開を支援して参りたいと考えております。具体的には、健康・医療、または環境・エネルギー、このような分野に関して、支援を行って参りたいと考えておるところでございます。

この他に、国内の都市圏、またはアジア振興国等が新しい有望な市場として認識されてきております。従いまして、そこに活力を取り込んだ対策を行い、産業人材の育成・確保なども行って参りたいと考えているところでございます。

今回の補正の事業規模といたしましては、9月補正予算に57億円を計上したところでございます。

続きましては、資料の3に移ります。これは、商工労働部が実施した東日本大震災と円高に対する経営の影響調査でございまして、8月のお盆過ぎに266社の企業の方々のご協力を得まして実施したものでございます。

東日本大震災について今回で3回目となるわけでございますけれども、影響がまだあるという帯グラフになっています。前々回、前回、今回と、「どんどん影響が

ある」という部分が短くなってきております。

円高に伴う経営への影響でございます。これについて一緒に調査したわけですが、上の円グラフをご覧くださいなのですが、現在の円高は全体といたしまして、悪化、またはやや悪化という方が76件ございまして、全体の約3割を占めています。これも製造業に限って見ますと、悪化とやや悪化は42.9%、4割を超えているという状況になっておりまして、いかに長野県の製造業が海外と繋がりが強いかがということがここでも分かってきております。

現在行っている円高対策を聞いてみました。まず、「商品の競争力を付けるために新商品を開発します」というのが一番多く、「決済の仕方を円建てで行なっている」、「人件費以外のコストカットを行なっている」、という順番でございました。

また、必要とされる支援は何ですか？と聞きましたところ、まず1番に上がりましたのが、「政府・日銀による為替レート安定化対策の実施」、「その他の資金」、それから「販路開拓の応援」でございました。実際にどの程度のドルレートを考えているか、ということですが、輸出も輸入も80円～85円を基軸に考えて計算しているところが多くありました。従いまして、現在の75円、76円というのは極めて厳しい状況ということが分かります。

最後の業績改善の見通しでございます。下のグラフをご覧くださいなのですが、今回の円高または震災の影響が、「影響なし」という方が71ということで、一番多くございました。それから「既に回復している」というところも61という状況でございました。「今後も見通しが立たない」というところが、急に伸びて参りまして、現在61という形になっております。

震災の影響は徐々に遠のいてはおりますけれども、新たに円高の問題、またはタイの大洪水などの影響等が今後心配されるところでございます。以上、簡単ではございますけれども、1番から3番までの資料説明でございます。

## 井上会長

はい、ありがとうございます。引き続きまして、お手元の資料4、5、6、こちら最近の雇用情勢及び雇用創出関係基金事業について、労働雇用課から説明をお願いいたします。

## 吉澤労働雇用課長

労働雇用課長の吉澤と申します。よろしくお願いたします。

まず、資料4でございますけれども、労働雇用課の施策体系ということでお示しをさせていただきました。左側に主要施策の区分がございまして、雇用の確保と安心して働くことができる労働環境づくりという中に、雇用確保と働きやすい職場環境づくりの推進の2つがございます。上段の雇用確保につきましては、7事業ということで、ジョブカフェ信州以下の事業が位置づけられております。このあと下から2番目の雇用創出基金事業とパーソナル・サポート・モデル事業につきましては、ご説明をさせていただきます。働きやすい職場環境づくりにつきましては、労働相談以下6事業が位置づけられています。労働相談事業につきましては、このあと別に説明させていた

できます。

資料5でございます。最近の雇用情勢に係る指標についてでございます。これらのデータにつきましては、長野労働局が毎月発表する前月分の状況を元に作成させていただいています。

まず1の有効求人倍率でございますが、これは、今年の8月分でございます。全国は0.66倍、長野県につきましては、先ほど部長の挨拶にもございましたように、0.78倍ということで、前月比では0.02ポイントのアップでございます。全国的な位置づけでは、12位という状況でございます。リーマンショックで雇用情勢が悪化いたしました、過去最低につきましては、21年8月の0.39倍というものがございます。その後、上昇傾向でございますが、依然として1倍に届いてないという状況です。本年に入りまして、2月から0.6倍後半まで上昇し、6月には20年12月以来2年6カ月ぶりに0.7倍を超えたという状況でございます。推移につきましては、次のページにグラフもございますので、またご覧いただければと思います。

資料5の非正規労働者の雇止め状況ですが、これは労働局が把握できたものとして毎月発表されているものでございます。本年8月から11までの新たに把握された30人以上の離職者が出る非正規労働者の雇止めの実施済みまたは実施予定の人数はなかったという報告をいただいております。

完全失業率でございますけれども、こちらは総務省の統計でございますけれども、全国につきましては、8月分は4.3%で前月に比べますと0.4ポイントの低下となっております。完全失業率の各県別のデータにつきましては、直前の四半期の推計値という形で出されておまして、長野県の最新データにつきましては、23年4月～6月期の推計値は3.8%でございます。

続きまして、資料6をお願いいたします。雇用創出関係基金事業についてでございます。急激な円高、原発事故による風評被害等によりまして、依然として厳しい雇用情勢が続くわけでございますが、環境エネルギーに関する分野、観光振興、農業の安全・安心の回復等の分野を中心といたしまして、緊急雇用創出基金というものがございますので、これらを有効活用することによりまして、離職を余儀なくされた失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出するというものでございます。9月補正でご審議いただきまして6億4367万9千円をお認めいただきました。緊急雇用創出事業につきましては、失業者に対する短期のつなぎ雇用を目的としているものでございまして、こちらは、4億1770万8千円、県の各部局におきまして23事業が認められております。重点分野雇用創造事業につきましては、介護、環境等の成長分野における雇用創出を目的とするものでございまして、こちらにつきましては2億2597万1千円、各部局におきまして4事業が認められております。

3の事業別予算額及び雇用創出人員の表をご覧いただきたいと思いますが、6月現計に、9月補正ということだけでだいまご説明いたしましたものを加えまして、9月現計の県分が、43億9583万1千円、雇用人員が3,005人。市町村分につきましては、43億2200万円で、雇用人員は4,362人。合わせて87億1783万1千円、雇用創出人員が7,367人ということで業務を進めているところでございます。

基金の執行見込みですが、緊急雇用創出事業につきましては制度的に平成23年度末

までとされております。これにつきましては、市長会からもご要望いただき、県としましても知事会を通じて延長等を要望していますが、今のところ制度改正の情報は伺っておりません。重点分野雇用創造事業につきましては、執行率は89.1%ということで、基金残額としますと5億8076万8千円となっております。これにつきましては、平成24年度も事業執行が可能でございますので、来年度に向けて有効活用を図っていきたくて考えております。国の第3次補正予算案が10月21日に閣議決定、国会に上程されるという予定でございますが、その中に雇用基金が3,510億円盛り込まれておりまして、国会の議決がなされた後、各都道府県に追加交付されるものでございます。資料6につきましては、以上でございます。

### 井上会長

はい、どうもありがとうございました。資料7、8のパーソナル・サポート・モデル事業、労働相談事に関しましては、あとで少し時間をとって報告いただきたいと思いますので、資料9の県立高校生への就職支援に関する取組状況を教学指導課からご説明をお願いします。

### 高柳教学指導課長

はい。教学指導課長の高柳俊一でございます。よろしく申し上げます。

県立高校生の就職状況についてであります。昨年にも増して厳しいと考えているところがございます。6月から県内各経済団体の皆様方に採用枠の拡大要請を委員長始め、教育長、あるいは校長会を含めましてやってまいりました。また8月には、県内企業7,000社に採用枠の拡大のお願いの文書も出ささせていただいた経緯がございます。

就職活動支援事業の2でございますけれども、今年度補正もありまして、支援員数が当初28名でありましたものを30名に増員していただきまして、7月1日～12月、そしてまた新たに加わった者が、8月～1月ということでお願いをしております。この活動支援員が各学校において大変重要な地位を占めながら、就職活動に当たっているのが実態でございます。

3番目の具体的な就職指導についてであります。企業の皆様方からは是非きちんとした基礎学力がほしいというご要望をお聞きしております。すべての高校におきまして、基礎学力というものをきちんと充実すること、さらに将来的な展望にたった就職希望先の決定、きちんと希望を持ってモチベーションを高めて就職できるというような指導に心掛けております。

9月末の内定率が45.6%、これは昨年を3.4ポイント上回っているわけですが、近年5カ年の平均値で見ますと、3.1ポイント下回っているということでございます。就職を希望する子供たちが、厳しい状況の中で本年度7.6%ぐらい増えており、さらに就職を希望する子供たちが増えているというのが実態でございます。

そのことも含め、高校における1、2年生を対象とした企業説明会を昨年度初めて中野立志館高校で試験的に始めさせていただきました。本年度は中野立志館、屋代南、丸子修学館、北佐久農業、上伊那農業、飯田工業、松本工業、池田工業、4地区それ

ぞれ2校ずつということで実施をさせていただいて、1年生、2年生の内から、就職というものに対して具体的な、実際に見聞できる場を設けております。

4番目のキャリア教育につきましては、本年度キャリア教育のガイドラインの策定をしております。これは大きな狙いが2点ございまして、幼保小中高、長野県内一環した子供たちのキャリア教育というものを、それぞれの持ち場によって分業しながら、系統的に学んでいく体制を作りたいというのが1点。さらには、産学官と地域の皆様方の力を得まして、地域の子供を地域の皆様方の力で育てていくという体制をとり、プラットホームを構築して特に就業体験等々の就業先を産業界等の皆様方にもご協力をいただきながら、スムーズに各学校での就業体験ができるような体制を組んでもらいたいと考えております。11月から12月の初めにはガイドラインを策定いたしまして、県下各学校へ配布する予定でございます。商工労働部を始め、各関係部局、関係機関の皆様方とも連絡を密に取らせていただきながら、昨年末には141名の就職未決定者が出てしまったわけでありまして、この子供たちが1人でも少なくなるように、全力を尽くして取り組んで参りたいと思っております。

#### **井上会長**

はい、どうもありがとうございます。只今の経済・労働情勢にかかる説明に対する質問・意見などご発言がありましたら、挙手の上、お話いただきたいと思っております。いかがでしょうか。鈴木さん、お願いします。

#### **鈴木委員**

最初に報告がありました中で、長野県が円高にかなり影響を受けているということですが、他の府県に比べてということなんでしょうか。このグラフ割合が各都道府県とどのくらい違っているのでしょうか。

#### **石原産業政策課長**

はい。このグラフは他県と比べたわけではありません。長野県の企業の製造業の他に例えばサービス業等を含めた場合、影響が「ややある」というところが約3割。これが製造業にだけ限った場合は、4割ということなんです。

#### **鈴木委員**

4割で長野県が多いということは、全国の平均と比べてということなんでしょうか。

#### **石原産業政策課長**

はい。長野県の産業構造がどちらかといいますと部品関係のものが多く、海外へかなり出ているというのが、この資料からはわかりませんが、常日頃私どもが持っている資料の中に出ております。混乱してしまっただけかも知れませんが、長野県の製造業に限った時に、円高の影響は4割が多いということなんです。

### 鈴木委員

国内の他の県と比べて、長野県が特異な円グラフになっているということなのでしょうか。わからないでしょうか。

### 石原産業政策課長

そういうこともあるかも知れません。

### 井上会長

他はいかがでしょうか。はい、中山さん。

### 中山委員

新卒者の就職に関して大変心配をしておりますが、ご説明いただいたとおり就業体験の必要性ということで充実をしていただき感謝申し上げます。

まだまだ大手志向が多く、中小あるいは福祉の部門、農林水産の部門とか、人が欲しいという中でミスマッチがあり、なかなかそこがマッチング出来ていないということがございますので、中小企業の皆さん、中小零細と申し上げたほうがよろしいのか、もっともっと連携を取ってやっていただければというのが1点でございます。

それから、前から申し上げていますが、在学中のアルバイトも含めて積極的に社会と触れ合う必要性を強く感じております。そういう意味では、何らかの形で労働観あるいは労働基準法が何たるか等が教育の中に必要です。労働法令等が全く分からないまま就職をして、サービス残業というようなことも、結構耳にしているところでございます。就職するにあたって労働契約を結ぶということも全くないということも労働相談ではかなり多くございます。そういう意味で、教育の中で今以上にご指導いただくようお願いしたいと思います。働くことの素晴らしさややりがいがあるということを知っていただく機会を、教育の中でさらに充実していただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

### 鈴木委員

関連してすみません。高校生の就職の関係で私どもの団体もよく経営者協会などへ伺うのですが、実際のところ経済団体の企業の採用枠とか、具体的に大きいところが実際どのくらい減っているのかなどについて知りたいのです。また、要請でどのくらい採用枠が増えるのか、実際今年の枠や実情を教えてください。

### 井上会長

それでは、お願いします。

### 高柳教学指導課長

まず中小企業の皆様方との連携をというご指摘でございますが、私どももその通りと考えております。事前の段階で、既に各種団体にはお願いを申し上げているわけがありますけれど、ハローワーク等々とも相談をしながら、いわゆる雇用を求めている

企業へ生徒たちの関心がなかなか向かないという現状があります。その辺については非常に手を入れていかなければいけないところであると考えております。

また社会と触れ合う労働観のご指摘がございました。この点につきましても、私も非常に感じておりまして、キャリア教育のガイドラインを策定しているわけがあります。本県にも職業高校、普通高校など様々な学校がございまして、職業高校におきましては、ほとんどの子供たちが1年生から3年生の間に何らかの職業体験を持っております。ところが進学中心の普通高校におきましては、職場体験というものを持たずに卒業していく子供たちもたくさんおります。今度のガイドラインでは、普通高校を中心にできるだけ100%にしたい、社会と触れていわゆる働くということを肌で感じるような経験をしてもらいたいと考えております。さらに働くということについても、これは各学校で就職が決まった子供たちを対象に、3学期に入ると学習会で教えているわけでありまして、このような点につきましても普通高校も含めて考えていかなければと思っております。

最後のご質問ですが、一昨年度3月末で就職できなかった子供さんは163名でございました。昨年度は、一昨年度に比べると非常に雇用情勢が厳しくこの163名を上回る未就職者が出て仕方がない状況であったわけでございます。しかし、経営者の皆様方に大変ご苦勞をいただきまして、それでも22名減の141名でございました。これは、かなり長野県の高校生を採るんだと意識して雇用をしていただいた結果だと考えております。なかなか社員教育などができず、即戦力にならない高校生を採るということは、企業の皆様方にとっても大変なことと思うわけでありまして。そういう中で将来的な展望として長野県の子供たちをとお考えいただいている点につきましては、大変ありがたいことで、今年度もさらに増やしていただきたいとお願いしているところでございます。

## 井上会長

後ほど、使用者代表の皆さんに一言いただきたいと思いますが、今のコメントの中でキャリア教育ガイドラインについて私のほうから追加で質問です。

このガイドラインはどのような形で作成されているのかお伺いしたい。それから、普通科高校でも100%の職業体験を3年の間に進めたいというご意見だったわけですが、高校の現場からは、どのような意見が出ているのかということが少し分ければお話をいただきたいと思っております。

## 高柳教学指導課長

まず、キャリア教育につきましては、産学官の皆様方、松本大学の糸井先生を座長といたしまして、須坂市長の三木市長、飯田市の教育長、学識経験者の皆様方、就職活動支援員等々をお務めの皆様方等にお集まりいただきましてご審議をいただいております。

それから就職の経験を全ての学校にということですが、進学校におきましては、やはり時間を割くことが大変難しいものがございます。従って高校1年から3年生の間に、全員がということはなかなか難しいのですが、できるだけそういう方向

性を校長会とも話を進めていこうと考えております。職業高校のレベルに一気に普通高校を押し上げるということは非常にハードルが高いわけですが、何とか3年間で100%になる方向に積み上げていきたいと認識をしているところでございます。

#### 井上会長

わかりました。ありがとうございます。それから、追加で鈴木さんからのご意見と質問の確認がありましたが、長野県下の経営状況を考え、若年労働者の雇用状況についてどのようなご意見があるか、まずは吉田さんを皮切りにお話いただきたいと思えます。いかがでしょうか。

#### 吉田委員

そうですか。我々の製造業の置かれている現状を踏まえてちょっとお話をさせていただきたいと思えます。順を追っていくと、震災や受注減等がありましたが、その時はもう就職については決めておりましたので高校生を2名採っています。雇用調整助成金で何とか乗り切りまして、10月くらいから回復し、ようやく黒字に立て直しつつあるのですが、12月以降が非常に不透明で、先ほどお話のあった通りタイの洪水の影響もありますし、EUの状況というのももろに影響してくるのかなという流れです。

もう1つ、急な円高、大手の海外移転の加速も止まらない状況で、我々も4カ国ほど回って歩き、外資系のお客様ともお付き合いしています。円高と震災の2つの点で、東南アジアへの移転が加速していますが、人材を考えた時にはやはりこれからはグローバル人材の育成というのが当たり前になってくると考えます。私どもの来期の新卒の採用は7名ですが、彼らには「海外勤務はどうですか？」と聞いております。これに対して、ほとんどの人がやりたいという考えになってきております。こういったところは素晴らしいと考えているのですが、教育現場の企業教育においても、自分で考えて行動していく計画性が必要だと思えます。最終的には、経済成長が多様化していく時にキチッと勝ち残るところを狙っていきたい。国内外への拡大と共に、グローバル人材の布石というものを教育面から支援していく必要があるのではないかと考えております。

#### 井上会長

ありがとうございました。宮下さん、いかがでしょうか？

#### 宮下委員

吉田委員の言われるとおりでありまして、私どもは吉田委員の会社とは違って、物を売る会社です。本当に国内で今まで通りの仕事ができるかどうかということは不安に思っております。人材育成が1番のカギであって、海外へ行くにしてもやはり優秀な人材がいなければやっていけないことですので、社員教育、海外でやっていけるような立派な人材を育てていかなければならないと思っております。中小企業で、いろいろなことを積み重ねても途中で辞めていかれる方がたくさんいます。もう少し、人材教育も余裕をもってみていければいいのにと反省をしながら、海外へも一緒に出て行

けるような人を作らなければと考えております。

#### 井上会長

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

#### 高柳教学指導課長

たとえば生産年齢人口の8,100万人が、子供たちが将来の中核になるであろう2040年には5,200から6,000万人ぐらいに減るのではないかと考えております。ご指摘の通り、かつてのようなことをそのままやっていたのでは、子供たちが将来直面するであろう問題の解決に力がついていかない。従って、吉田さんや宮下さんがご指摘のように、どういう力を付けていくことが本当に大事なのかということ、みんなで考えて具体的にやっていかなければいけないと考えています。

まず1番大事にしなければいけないことは、一人一人が大事だということでありまして、本当に社会的自立を遂げて社会で働けるような人間にしていかなければなりません。これだけ数が減っていますので、我々が育ってきた高度成長期の時とは違い、一人一人の子供が本当に力をつけるような方向で頑張りたいと考えております。

#### 井上会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。関さん、お願いします。

#### 関委員

一番最初の説明に戻りますけれども、東日本大震災の被害の影響が緩和されてきたというお話、風評被害について対応を一所懸命やるというお話がありました。

中国が、特に他の県も含めて県産品・食料品等について、輸入を禁止したということがありました。今も続いていると思っておりますが、そのあたりはどうなのでしょう。当県は、放射能の問題もかなり距離的に離れておりますし、しかるべき人を中国に派遣をして説得していくような事も必要なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

#### 石原産業政策課長

農産物または農産加工品につきましては、農政部で担当しておりますので、農政部から聞いた情報をここで話しさせていただきます。

現在のところ、中国、それからいくつかの国々においては、未だ完全に輸入を禁止しております。従いまして、日本から農産物、また農産加工品が出れない状況になっております。またその他の国におきましても、検査証を必ず付けるようにというような指示が出ております。この対応につきましては、農政部が中心となりまして検査証の発行等をさせていただいているところでございます。風評被害につきましては、正確な情報をしっかりと提供するということが1番かなと考えております。

また関委員からお話がありましたように、しかるべき人が行って、しっかりと話

をしてくるということも重要と考えております。この点も農政部のほうで、現在検討中と聞いておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

#### 井上会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

#### 中山委員

はい。また教育の問題に戻って恐縮ですが、離職率の高さの問題です。七五三とよく言われるように、中学、高校、大学でそれぞれ一旦就職はするけれど、その割合でお辞めになる。世の中に、再度セーフティネットで社会に戻って来れるというシステムがあればいいのですが、どうしてもなかなかそこがうまくいっていない。若い人たちが離職をするとなかなか復活できない。

教育の中で、充実、強化をお願いしたいのは、進路決定をいつのタイミングでするのか、中途半端で就職して本当は大学に行きたかったけれどもしょうがない、本当はどっちでも良かったという状況、進路指導をキャリア教育と合わせてきちんとやる中で検討していただく必要があるという点です。

先ほどお話のあった、141名就職できなかった人達の原因というのはどういうものがあるのか原因を追究しなければいけないのですが、進路指導についての教育の充実についてもお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### 井上会長

はい。

#### 高柳教学指導課長

まず、義務教育と高校の関係で申し上げますと、就職するのは高校だという考え方がございまして、義務教育の段階で目の前の子供たちが3年後高校卒業するときに就職するんだと認識を持っている義務教育の教員は、非常に少ないものがございます。

具体的に職を持って社会へ自立していくということを、義務教育、あるいは幼稚園、保育園から段階的にやっていかなければいけなかったということが、ひとつの反省点で、今度のガイドラインにも示させていただきたいと考えているところでございます。

高校は、将来的な展望を考えながら、進学するのか、就職するのか、その時の子供たちの自覚といいますか、本当に子供たちの中で、はっきりとした希望を持てるようになっていくことが理想なのですが、様々な経験をしてから自分に1番あった職に就いていくというのが現状でございます。そのような点で見ますと、やはり社会の就業体験というものを早くから経験させて、小学校は小学校なりに様々な体験を通して、働く人の後ろ姿を見ていく。中学に入りましたら、賃金を得て働くということ、肌で感じるようなことをやっていく。高校はもう就業になりますので、実際に自分の適性というものを含めて、職種という観点で経験してみる。そのようにステップしていく進路指導というものが大事だと考えております。

## 井上会長

はい。ありがとうございます。

私のほうからお願いがあるのですけれども、長野県キャリア教育ガイドラインの中に、ぜひ、積極的に長野県下で働くということを入れていただきたい。

働くこと、あるいは就労の意味について、長野県の中で働くということが若い人にとってどういう意味を持つのか、またその中で生活を維持していくことになると、簡単に職を辞めてしまう、就労の継続を自分から断念してしまうというような考え方を弱くする必要があると思います。長野県の中で自分が働くということがどういうことなのか、ということをし少し入れ込んだ、キャリア教育を一步深めて考えていただきたいと思います。

議論が細かくなってきました。お手元の資料7、8、こちらのほうでもう少し個別の雇用に関する政策がつかめるようになっておりますので、皆さんと少し意見交換をしたいと思います。

また、前回県の施策に関して、施策の目標、あるいは結果に対する評価が非常に分かりにくいというご指摘がありました。そこで、政策評価課が公表しました、平成23年度政策評価についての資料10も参考にして、来年度の施策のどこに力点をおいていくべきか、少し皆さんと意見交換をしたいと思います。

労働雇用問題、非常に範囲も広うございますので、ちょうど9月3日～5日に行なわれました事業仕分けのテーマになりました、「労働相談事業」は資料8に書かれています。それから今年3月から事業開始しました、「パーソナル・サポート・モデル事業」については資料7になります。吉澤労働雇用課長のほうから説明や解説をいただいて、皆さんと意見交換をしたいと思います。

## 吉澤労働雇用課長

それでは資料8からご説明いたします。これが、先ほどお話のありました9月の上旬に行なわれました信州型事業仕分けの事業シートです。労働相談事業につきましては、開始年度のところに、昭和22年度と書いてございますように、非常に長い間行なってきたものでございます。

具体的な事業の実施につきましては、事業概要の真ん中のところに「中小企業労働相談所を付置し、労働相談に応じている」とございます。労働相談員、嘱託の方でございますけれども、常勤・専任の方を労政事務所4カ所に1名ずつ配置させていただきまして、皆様方のご相談に応じております。

下の欄に特別労働相談と書いてございますけれども、専門的なものにつきましては弁護士、あるいは社会保険労務士の方にお繋ぎして、相談に応じるという形でございます。

事業実績が中ほどの欄にございますが、活動実績の『労働相談件数』、20年度1,822件、21年度1,499件、22年度1,018件ということで、相談件数が減少していることが見て取れます。平成13年から長野労働局、県内9カ所の労働基準監督署におきまして、労働相談

が始まり、こちらは法律に基づいておりますけれども、役割分担をしたらどうかということで信州型事業仕分けになったということでございます。

最近の状況でございますが、『平成22年度労働相談受付状況』が1,018件と書いてございますが、近年多い相談は「労働条件に関すること」、その中でも賃金とその下の労働時間、休日・休暇についての相談が多いというのが特徴でございます。「勤労者福祉に関すること」の中では、労働保険、社会保険等、事業者の対応についてのご質問等をいただいております。近年は、職場の人間関係、パワハラに関するものが比較的多くなっているという状況でございます。1,018件の内、928件（91%）は労働者からいただいているということで、労働者の切実なご相談が多いという状況でございます。

事業仕分けの結果表に県民判定人による評価というのが書いてございます。今回、私どもにつきましては、要改善が8、現行どおり・拡充が6、役割分担の見直しが4ということで、一番多かった要改善となったわけでございます。下に県民判定人の方々からいただいているコメントをそのまま書かせていただいておりますが、「中間・公平な相談の場として役割をもっと充実させていってほしい。広報も必要である。」というご意見、「他の機関と連携して相談者に対し全力でサポートしてほしい。この存在を多く知らせることから取り組んでほしい。ネットでメール相談をしたり、気軽に相談できるようにしてほしい。」というようなご意見をいただきました。総じて申し上げますとPR不足である、相談のやり方等についての改善を加えてほしいというご指摘でございましたので、積極的にPRに努め、メール等による相談など時間外の対応につきましては、働いている方がお家に帰ってからの時間外での対応ということで、県民の皆様から相談しやすいものになりたいと思っております。ご相談内容をQ&Aにまとめまして、ホームページの掲載も考えております。このような形で事業仕分けに基づきましたご意見の提言を貴重な機会といたしまして、改善に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

続きまして、資料7をご覧くださいと思います。パーソナル・サポート・モデル事業の目的は、様々な問題を抱え、なかなか就労につけない方々も含めて、その方のニーズに合わせて、制度横断・継続的に各種支援策のコーディネートを行なう、ということございまして、『国のモデル・プロジェクトの第2次分』として、全国19地域の中で選ばれて、実施しているというものでございます。

事業内容でございますが、長野を3月の末に開所させていただきまして、松本と上田を6月に開所させていただきまして、現在は26名のスタッフでサポートさせていただいております。センターの名にCPS、PS、APSと書いてございますが、下の解説のとおり、パーソナル・サポーターということで、実際にご支援をさせていただく人間のことでございます。

このパーソナル・サポート事業の一番のウリというところでございますけれども、これは個別の方々のニーズを把握した上で、その方々にあったその方なりのプランを作らせていただきまして、関係支援機関へご案内、同行させていただいて、実際の解決に結びつけるサービスを目指す、伴走型のサポートというものでございます。

実施団体につきましては、県労福協に委託をしております。本年度の予算額につきましては7,200万円余ということで、緊急雇用創出基金を使わせていただいております。

期間が4月～9月までの半年間の実施状況をまとめさせていただいていますが、新規相談者が相談者の実数です。半年間380名の方から延べ件数1,810件のご相談をいただいているという状況でございまして、全体の約半数の方は3回以上のご支援をさせていただいています。震災関係の対象者につきましても、9世帯の方に支援をさせていただいております。男女別・年齢別をご覧いただきたいと思います。30代、40代、50代が、それぞれ89名、86名、88名ということで、全体では23%ぐらいずつを占めているわけでございますけれども、20代、30代につきましては、ニートあるいは引きこもりの方々、また40代、50代の方々につきましては、リストラによる失業者の方々などのご相談が多いということで、いわば従来の福祉政策の狭間の方々へのサポートとして、役立っているのではないかと受け止めているところでございます。男女別では、男性249名で、全体の3分の2は男性からご相談いただいているということでございます。

1,810件の内訳ですが、相談・支援内容で一番多いものは仕事関係で917件になります。これが、全体の51%ということで、半数を占めております。その他の特徴でございまして、生活関係が約5分の1、生活の基本的な部分にかかるご相談というものが多く寄せられているというのが2つ目の特徴でございまして、3つ目はメンタルヘルス関係ということで全体の9.4%、10分の1を占めています。これらは、保健師、あるいは精神保健福祉センターにご協力いただいて対応しているという状況でございまして、最後に4つ目の特徴は、同行・訪問ということで1,810件のご相談の内、214件、全体の12%につきましては、実際に支援機関へパーソナル・サポーターが同行させていただいて、ご支援申し上げました。説明は以上でございまして。

#### 井上会長

はい。ありがとうございました。

労働相談事業の方は、どちらかといえば非常に歴史の長い、労働者に対する個別サポートだろうと思います。他方、パーソナル・サポート・モデル事業は直近の成長戦略として取り上げられたキャリアシステムの再構築という中で、用意されたシステムだと思っております。いずれも、ケースワークを中心とする事業ということになっております。特に、前者で説明いただきましたが、労働相談事業というのは、仕分けの中で、「要改善」というコメントが出ております。皆さんから、忌憚のないご意見、どのような形でサポートを構築していけば、必要な景気のニーズに応えられるか、ということなど、合わせてご発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

#### 根橋委員

はい。

#### 井上会長

はい。お願いします。

## 根橋委員

まずパーソナル・サポート・モデル事業なのですが、これについては新成長戦略の中のモデルで、様々な今の支援では吹きこぼれてしまう複合的な課題を持っている方に対して、民間の支援も含めて寄り添い型で解決していく制度であると認識をしております。これまで、様々な事案に対して縦の制度で当てはめることが難しかった現実に対し、横に繋ぐといったものがこの原点にあるのだらうと考えております。

労働者福祉協議会が事業にあたっていますが、新しい社会モデルとして非常に期待をしているところなのですが、なかなか従来の延長線上の相談事業から脱していないと感じるところでありまして、公的なサービス、セーフティネットを必要としている相談が非常に多い中で、こういったモデルの中に、県、行政、経済団体等がどう絡んでいけるのか、というのが1つ課題であらうと思っております。

要望ですが、県の今の係わりの実態をお知らせいただきたいのと、この事業は1年間限定の事業であり、モデルが指し示すサポートというのは、長期的なサポートが必要になるわけです。今後が非常に気になる場所でありまして、長野県モデル版を連携をとって構築しながら繋げていっていただきたいと思っております。

## 井上会長

いかがでしょうか。

## 吉澤労働雇用課長

まず実態でございますが、県労福協に委託をさせていただいて、実施させていただいております。県、あるいは関係機関のネットワークということで、県庁全体で関係機関と連絡をとらせていただき、いろいろな意味での支援体制ということで始めさせていただいております。

また、県内に3拠点がございますけれども、実際にP Sを設置いたしまして、ご相談いただきましても、P Sを中心として、実際のサービスを提供していただける機関とネットワークが出来ていないのは全然ダメですので、地域における事業連絡会等につきましてもそれぞれ会議を開催し、ネットワークの強化をさせていただきまして、アクティブな形でご協力いただくよう働きかけをさせていただいております。

各P Sセンターにおいては、それぞれもう少しきちんとした学び合いの形ができないか、1人1人にあった形のケーススタディの受け入れができないだらうか等の取り組みをやらせていただいているという状況でございます。

2点目の、今後の長野県モデルとして構築ということでございますけれども、先ほど説明いたしましたように、財源といたしましては、緊急雇用基金ということでございます。これにつきましては、国の第3次補正予算で、地域の『絆』再構築事業というようなことで、全体で200億円以上要求したとお聞きしております。28日、今週金曜日に上程されるということでございますので、今後具体的な事業の詳細が分かってくると考えています。厚生労働省は、来年度の予算も措置する方向であるというように聞いておりますので、第3次補正予算の中身が分かってきますと予算として使えるかどうかということが明確になってくると思います。県としても、来年度の事業の充

実に向けて、組み立てをしていく考えでありますのでよろしく申し上げます。

モデル事業ということで、全国統一的な形での評価というのが始まっているわけですが、事業成果が必ずしも就労に限らず、本当にその人にあった解決法ができているのか、相談者の側と支援側のサポーター側の両方の評価をつきあわせる形でモデル事業の成果を出して、国への報告や、皆さんにお知らせしていければと考えています。以上でございます。

#### 井上会長

はい。ありがとうございます。

#### 柳澤委員

この資料を拝見させていただいた中で、事業評価シートの中に緊急求職者サポートセンター運営事業というのがあり、求職者の相談窓口ということで、上田と伊那で相談を受けています。それより少し前に、ジョブカフェ信州という若者たちのワンストップサービスという形で、やはり寄り添い型の相談事業を行なっています。今回新たにパーソナル・サポート・モデル事業を長野県でやっていただいておりますが、実際に、どの機関を使うのか。今後、3つの機関を使っていくとすると、若い方たちにとって、寄り添い型とワンストップのサービスの3つの機関が、それぞれ存在するというような形になってきます。相談機関が複数あった方がいいのか、あるいは一本化していく中で、幅広く支援していった方がいいのか、というような点は、どのように考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

#### 井上会長

それでは、吉澤さん、お願いします。

#### 吉澤労働雇用課長

はい。今、ご指摘の点につきましては、正直に申し上げさせていただきますと、私も4月に課長として参った時に、どこがどう違うのかというのが、非常に分かりにくかったということがございます。

厚生労働省の考え方自体は、緊急求職者サポートセンターは緊急雇用基金を利用しているため、一応、本年度末が期限ということになっておるわけでございます。もちろん県といたしますと、伊那と上田にございます2つの所を、そのまま国の主旨に沿って、すぐに辞めてもいいものかというのは疑問を感じているというのが、正直なところでございます。また、先ほどお話にありました、パーソナル・サポートが現在、上田にも拠点があるわけで、柳澤委員からご指摘いただきましたように、利用者から見て非常に分かりにくい、どこに相談へ行ったらいいのかというような事も含めて整理をしていく必要があると考えています。

あとジョブカフェ信州とパーソナル・サポートの関係につきましても、相互に関連するところが多いわけで、事業の組み立ての中において連携や一体感等について少し考えながら進めていく必要があると考えておりますので、もう少しお時間をいただき

たいと思っております。

**井上会長**

はい。他にいかがでしょうか。

**中山委員**

よろしいでしょうか。

**井上会長**

はい。中山さん

**中山委員**

パーソナル・サポート・センターへ震災被災者の皆さんが相談に来ています。東日本大震災の被災者で、長野県内にて暮らしている方が1,200名ぐらいいらっしゃるとお聞きしております。その中で雇用の確保、働く場所があって、家族の皆さんがこちらへ永住を考えているというお話も聞いております。長くなるであろう、そういう支援を、国としては、「日本はひとつ」しごとプロジェクトがあるわけですが、県として、被災者の皆さんに対する支援、特に雇用の場の提供等を含めて、どんな方向で今後、別途お取りになるのか、もしお考えがあれば伺いたい。

**吉澤労働雇用課長**

今、中山委員よりご指摘がありました通り、パーソナル・サポートでは震災関係ということで、9世帯の方にご支援をさせていただき、その内の数世帯の方に対しては、きちんと仕事まで提供できて支援をさせていただいております。

お話のありました、被災者が長野県に長く住んでいただく可能性が出てきたということでございますけれども、実は大震災の関係としましては、ひとりひとりの被災者の方に、これは危機管理部のほうを中心となっておりますが、現在、どんなことを悩まれているか、ということでのアンケートをさせていただいております。例えば雇用とか住宅とかいろいろあるわけですが、お仕事ということで、私どもに10数名の方からお話がございます、実際その方々に対してご連絡させていただいて、緊急雇用基金で実際募集中の事業がございますとか、あるいはハローワークについてのインターネット検索が出来るんですとか、いろいろ情報提供なり、ご相談に応じさせていただきまして、比較的長くなっても、この長野県である程度きちんとした生活をしていただけるような形でのサポートを始めさせていただいているところでございます。

**井上会長**

はい。ありがとうございます。いかがでしょうか。はい。中村さん。

## 中村委員

勤労福祉に関することで、労働保険、社会保険の相談がけっこうあったということなのですが、弱者への支援という形の中でもありましたけれども、雇用保険とか、社会保障制度の充実、職業訓練の充実などいろいろな声が聞かれていますので、その辺の、何か対応などが具体的にありましたらお聞かせ願いたいです。

外食産業などについて、8割ぐらいの方が「社会保険に入るとかえって負担が掛かるのでいいよ」というアンケート結果があります。その辺の、雇用と保険の見極め方とか、何か新しい経営者とのパートナーシップという形や方法があったらお願いしたいと思います。

あと1点、さきほどから窓口が分かりづらいとか、窓口の分かりやすいPRの周知徹底というお話が出ています。昨日も生涯学習の審議会の中で青木村を視察させていただきました。保小中の一貫した地域をあげての取り組みということで、青木村に帰ってもらうために保育園の時代から教育の中で位置づけている、教育にお金を掛けるということでした。今年は理数系に力を入れているということで、パソコンなども1クラス全員に配置されており、とても成果として出ているというのを見させていただきました。子育て、人づくり、教育というのは繋がっていますので、その辺の県のいろいろな部署での事業をうまく連携をしていただいて、市町村の協力も得て、きめ細やかにやっていかないと、なかなか県の段階だけでは大きすぎる点がありますので、その辺の対応も具体的にありましたら、お聞きしたいと思います。

## 井上会長

はい。3つ4つ論点が含まれていたと思いますが、吉澤さんのほうから統括して少しご意見や今後の施策を含めてお話いただければと思います。

## 吉澤労働雇用課長

はい。社会保障問題の充実というようなお話でございまして、現在の制度や改革の方向性については、阿部知事も非常に問題意識を持っています。県庁内でも全体として検討といいますか、投げかけはいただいているところでございます。教育委員会等と連携を取って、県民の方が見てわかりやすい、トータルとしてのパッケージと言いますか、少し時間をいただき検討・研究を進めていくことが必要かと考えているところでございます。

また、職業訓練の関係につきましては、新しく国のほうで、10月1日から求職者支援法というのができまして、各種制度等が始まっているように聞いておりますので、そちらのほうの動向を見守ってまいります。また、経営者とのパートナーシップというようなお話もございましたけれども、非営利団体、ボランティア団体、多様な方々との連携を強めて、いろいろ進めていくというのが、現在、長野県政に求められることとございますので、少し時間を掛けながら少し試行錯誤をしていく必要があるではないかと考えております。私からは以上でございます。

## 井上会長

ありがとうございます。いろいろなご意見をいただきました。長野県だけでは解決ができないような問題、非常にパーソナルなレベルの雇用関係の多岐にわたる問題が数多く出てきたと思います。その第一歩を来年度以降の施策の中に、どのように入れていくかということが、これからの仕事であると思います。

皆様のご意見をいただきながら、労働雇用施策は来年度以降も進めていかなければなりませんので、その際には、様々な協力をお願いすることになろうと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

それでは、少し時間も押して参りましたので、議題の2番、『県立勤労者福祉施設の在り方』最終報告について進みたいと思います。

去る6月13日の第1回労働問題審議会で、中間報告をいただきご承認いただきました。その後、専門委員会を開催の上、最終報告書をまとめていただきました。本日は中間報告以降の経緯と最終報告の概要等についてご報告をいただきたいと思います。

もう中にお入りになりましたけれども、専門委員会の小林委員長においでいただいておりますので、一緒に議論していきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、最初に小林委員長から市町との事務レベルの意見交換の結果、最終報告書の概要についてご報告をいただき、引き続き、事務局であります労働雇用課の吉澤課長から、報告書の詳細について説明をいただいた上で、皆さんにご審議をいただきたいと思ひます。それでは、小林委員長よろしくお願ひいたします。

## 小林委員長

勤労者福祉施設の在り方に係る専門委員会の委員長を務めさせていただいております、小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

前回6月13日の労働問題審議会におきまして、専門委員会における検討の経緯をご説明させていただき、施設の市町への譲渡を有力な選択肢としてという中間報告について、議論をいただいたところでございます。その後、中間報告に記載しました方針に基づき、6月から8月にかけて、指定管理者をお願いしております、市や町と意見交換を行ないその結果をふまえて最終報告を取りまとめております。

私からその経緯についてご報告を申し上げたいと思ひます。お手元の資料11をご覧くださいと思ひますが、各市町との意見交換の概要でございます。事務レベルでの意見交換でございますが、状況を正確に把握し今後活かして行くために、私も佐久市、伊那市、中野市との意見交換には同席いたしまして、資料の考えをお聞かせいただいたところでございます。

まず、佐久市でございますけれども、平成13年に改築をいたしました。新幹線の佐久平駅に近い、ホールと会議室を中心とした施設でございます。譲渡に関する現在の考え方ですが、現状では譲渡を受ける、受けないというところまで、判断する状況に至っていない、ということでございます。隣接地に佐久市が総合文化会館の建設を計画して、大きなホールと勤労者福祉センターのホールを廊下で繋いで一体的に運営していくというプランがあったところでございますが、一昨年住民投票の結果、建設

が中止になったという事情がございまして、今後検討していくということになります。また、改築は10年を経過しているということの中で、今後、だんだん修理が必要になる箇所も出てきており、その対応が課題だということでもございました。

続きまして、飯田市でございます。こちらにつきましては平成8年の建設ですが、体育館、会議室を中心とする施設で、利用者も非常に多いところでございます。譲渡に対する現在の考え方ですが、今後老朽化が進むに従い修繕箇所が増え、多額の財政負担が生ずることが予想されるということと、もう1点は市の具体的な方針といたしまして、現在行政改革の一環として市の施設の民間委譲、指定管理者制度の導入を進めているということで、市の施設をこれ以上増やすということは、現状では困難であり、基本的には、引き続き県で運営してほしいということでもございました。

3番目は松本市でございます。ここも会議室を中心とする施設でございまして、昭和47年の建築ということで、40年近く経過をいたしております。市としては現状の役割分担を継続して行くことが望ましく、県として建て替えが困難な状況になってきていることは理解するけれども、現在の施設が利用できる間は、現状の体制を続けていただきたい、というお話でもございました。施設の現状については、立地条件が非常に良いというようなことから、非常に稼働率が高く、また周辺に比べて利用料が安いというようなことが評価されている、ということでもございました。

次に伊那市でございますけれども、これは平成13年に改築された体育館を中心としている施設であります。行政改革を進める観点から、施設を譲渡したいという県の立場は理解はするが、市の財政状況も苦しいことから、今後、両者が納得できるような結論を導き出していくために、話し合っていきたいということでもございました。施設の現状でございますが、平日夜のスポーツサークル等の利用が盛んであり、利用団体間の調整を行なうために、調整会議を開催しており、その他にも利用者の要望については、大変きめ細かな対応をしているということでもございました。

5番目の中野市でございますが、こちらは昭和55年に整備された会議室を中心とした施設でございます。稼働率が低いという状況でございますが、その点についての改善の必要性は感じているけれども、今すぐこの施設の移管を受けるというのは無理であり、もう少し今のままでお願いできないか、ということでもございました。この施設につきましては、稼働率が最大の課題となってくるわけでもございますが、施設の中の大会議室は体育施設としても使えるという特長がございまして、こうした特長を生かして、稼働率の向上を図っていくことを検討したいという意見も出されております。

次に木曽勤労者福祉センターですが、ホールと会議室を中心とした施設でございます。JR上松駅の前に造られてございまして、町の中心部の拠点として活性化に大きな役割を果たしているため、町が関与して存続させていきたいという話でもございました。やはり20年を経過しまして、老朽化した部分が徐々に出てきておりますので、今後、

必要になる大きな改修に、どのように対処していくかが課題と言えます。特に高齢者の利用が多いということで、エレベーターの設置が急務であるということでもございました。

次に千曲市でございますが、こちらは昭和50年改修の野球場とテニスコートがあります。野外施設ですが、他の施設との違いは土地が県の所有地であるということでもございます。かつてはプールもございましたが、市がサッカー場を整備したいという要望がございまして、平成18年にプールを譲渡し、跡地に市の施設としてサッカー場が整備された経緯がございまして、千曲市といたしますと、周辺の市の体育施設と合わせて、市の施設として運営していくことが望ましいということは理解しており、今の状態で良いとは思っていないが、県有地を取得するには財政負担が必要になりますので、いつその負担が可能な状況になるのかが問題であるというお話であります。千曲市は県と白鳥園の譲渡についても協議をされているとのことですが、こちらを優先せざるを得ないので、白鳥園の問題が解決した次の段階に入ってから検討したいという話でもございました。

資料11の始めの文にも記載してございますが、譲渡に関してどのような立場をとるかに関わらず、いずれの市町も施設の今後の取り扱いについては、協議に応ずる方向との意向を示していただいております。

9月5日の第4回専門委員会において、ただいまご説明いたしました、市町の意見交換内容をふまえて、最終報告についての審議を行いました。ご覧いただきました通り、各市、町とも、勤労者福祉センターは必要な施設であり、存続させていくことが適切であるという考えでございます。県から譲渡を受けることについては、前向きに検討したいという姿勢を示しているところから、現時点では、消極的な姿勢を示しているところまで、様々な意見をお持ちでございます。ただし、いずれの市、町につきましても共通しておりますのは、施設の譲渡を受けた場合、今後施設の老朽化に対応するためには一定の財政負担が必要であり、財政状況が厳しい中、その点についての懸念をそれぞれお持ちになっている点でございます。専門委員会といたしましては、こうしたご意見をふまえて、県において老朽化した設備の更新やユニバーサルデザイン化など、利用者が今後、施設を安全かつ快適に利用するための改修、修繕を行なって、市町の将来的な財政負担を軽減するための配慮をすることが必要であり、そういった姿勢を市町に示すことによって譲渡を働きかけていくことが望ましい、ということでも取りまとめをさせていただきました。

なお、今年度いっぱい各施設の指定管理者期間の更新がされますので、次期の指定管理期間である、平成24年度から26年度までの3年間を協議と準備のための期間とすることが望ましいとさせていただきます。

以上結論としては、市町に譲渡し、その自由な運営に委ねることを基本として、この取り扱いについて、市町と協議を進めていくべきであるとしたところでございます。

この他、各委員のご意見による報告書の諸々の修正を行なった上で、9月7日から10月6日まで、県民の皆様のご意見をいただき、パブリックコメントを実施いたしま

したが、特段にご意見は寄せられませんでしたので、本日、最終報告として提出をさせていただきますところでは、この後、事務局から説明をする予定でございます。私からは以上です。

#### 井上会長

はい。ありがとうございます。それでは引き続き、吉澤さんから追加で説明をお願いします。

#### 吉澤労働雇用課長

はい。それでは、資料12をお願いいたします。専門委員会からの報告書でございます。本日は、中間報告から変更のあった箇所と、基本的な考え方を中心にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2ページをお願いいたします。2ページは少しの字の変更でございます、上から3行目のところ、カッコ内につきまして、正確を記すために「中野は市の借地を含む」を追加させていただきました。

4ページにつきましては、イの収支の状況については、22年度の数字が明らかになりましたので、表の中、22年度の数字に入れ替えさせていただきました。

6ページは、22年度の利用実態が明らかになりましたので、それぞれ22年度の数字に入れ替えさせていただきました。

14ページでございますけれども、(4)の尚書きのところでございますけれども、中間報告では意向に関するアンケートのある程度の結果についての記載をしておりましたけれども、今、小林委員長からご説明がありました内容をふまえて、それを(3)ということで、項目の大きな(3)、18ページから21ページに詳細を記載させていただくことで、この部分を替えさせていただきました。

15ページは、中間報告の段階では外部監査につきまして、別紙の資料としてご説明をさせていただきましたけれども、専門委員会の検討と並行して行なわれたということで、ここに(5)として、包括外部監査人の意見としてまとめて記載させていただいております。この中の(6)の④は勤福センターに関わるものでございまして、将来的に市町村への移管あるいは廃止を含めて在り方を検討する必要があるというのが、総論の結論でございます。その下に各論がございますが、こちらにつきましては四角内のウの2つ目の段落で、「市町に譲渡する場合、修繕や施設改善に要する大規模な経費を県がどう担保するのかといった課題や市町の財政状況等の懸念が大きな課題であるため、県と市町との建設的な協議を継続することが重要である」と。なお、その下に専門家による適切な審議を見守るべき、ということでこの専門委員会の記述もいれさせていただきました。

16ページからは、3つの基本的な考え方になります。(1)課題につきましては変更点でございますが、①の「無論」で始まる2行目の、施設利用の活性化を図り、稼働率を高めるためには重要な利用主体でもある、ということで、この部分を修正させていただきました。

17ページの(2)、ここからが基本的な考え方でございまして、まず一番始めが、県

立勤労者福祉施設の現状についての捉え方の部分でございますけれども、22年度は7施設で合計69万人にご利用されているといった点、また建物については耐用年数等を考慮すると、まだ長期に利用が可能な施設が多いということでございますので、以上の点を考慮しますと個別には課題としては、存続の必要性について検討する施設があるものの、総体としては施設の閉鎖・廃止を直ちに検討しなければならない状況にあるものは認められない、ということになっております。その点は中間報告と同じでございます。

次に「他方」からの2つ目の役割分担にかかる段落でございますけれども、当初の建設・改築、改修・修繕などの整備は県が行い、実質的な運営は県が市町に委ねるという役割分担が行なわれてきているわけでございますけれども、その後を書いてございますように、県がその整備を担うことにより、県民の需要に応じてきたというような施設整備にあたっての流れでございますが、市町村によってかなり施設の建設が進んだ現在においては、県が整備に関与する必要性は乏しくなっている。現実には県内全域に勤労者福祉センターを設置するという体制は崩れておりますし、利用実態として営利的な利用や所在市町における利用が多くなっていることなどに加えて、県が厳しい財政状況であることも考えると、少なくとも今後、県が新たに施設の改築を実施することは困難な状況であるということがまとめでございます。

18ページからが方向性、今後の進め方に関する部分でございます。先ほども委員長からも説明のあったことでございますが、施設の整備・所有の主体と実質的な運営主体が異なっていることから生ずる運営上の課題を解消するため、指定管理者である、市町に施設を譲渡し、その自由な運営に委ねることを基本として、個々の施設を取り巻く様々な状況を考慮しつつ、今後の各施設の取り扱いについての協議を、市町と進めていく必要がある、ということがまとめでございます。2つ目の「むろん」から始まるところは、市や町の財政負担の関係でございますけれども、現時点の考え方は、条件が整えば検討する意向を明らかにしているところから、譲渡の受け入れを困難とするところまで様々である、ただ共通するのは今後必要になると思われる施設の改修・修繕に対する財政負担への懸念が強い点である。すこし飛びますが、下から5行目ぐらいですけれども、こうした今後の財政負担に対する懸念に対しては、老朽化した施設の更新やユニバーサルデザイン化など、利用者が今後、施設を安全かつ快適に利用していく上で、必要な改修・修繕を県にて行なうこと、さらに、譲渡に際しても、県の『財産に関する条例』に定めるルールのもとで、最大限柔軟な対応を行なうことにより、市や町の当面の負担を軽減するよう、県の側で配慮を行なうことが必要である、というまとめでございます。

次の「各市町は」というところが、協議のスケジュールに関する記述でございますけれども、市町は現時点の考え方に関わらず、いずれも今後の施設の在り方について、県との協議に応じていく意向であり、協議の中でこうした譲渡の条件等を真摯に話し合うことによって、受け入れを市町に促していくことが望ましい。また市町が受け入れを決定するに当たっては、市町内部はもとより、議会、住民、利用者を含む意向を把握し、調整する必要が生じるもので、相当の時間を要するので、十分な期間を確保する観点から、次期の指定管理期間、これは平成24年度から平成26年度の3年間でご

ございますけれども、これを協議と移管に向けた準備のための期間とするのが望ましい。この期間内に課題を含めて、十分な話し合いを進め、それぞれの方向性を明確にしていく必要があるとまとめさせていただいたものでございます。

(3) につきましては、各施設の状況につきまして、6月から8月の意見交換をふまえて、それぞれ意見交換の状況で書き加えさせていただいております。

22ページの(4)でございますけれども、この項目につきましては、新たに追加させていただいております。今後、県に求められる姿勢と取り組みということでございます。4つございます。まず1点目は、『対等な立場での協議・市町との協力関係の維持』、これは当然のことでございますけれども、歴史的な経緯を十分に認識して、対等な立場で協議を真摯に行なう、ということで、今後とも良好な関係を維持することに努める、ということでございます。2つ目が『市町が施設を運営していくための環境づくり』ということで、役割分担の考えが書いてございまして、県は、市町が自らの判断のもとで、引き続き、地域に必要な施設としての勤労者福祉施設を運営していくための環境づくりに努めなければならない、ということでございまして、このためには県としますと、財政負担に対する、市町の場合に配慮すると共に移管後の運営についてのソフト面の支援など、必要なサポート体制を構築するのが望ましいとまとめたものでございます。

23ページに参ります。3つ目でございますが、『設置者としての責任をふまえた当面の適正な運営』ということでございますけれども、つきましては、報告書の示す方向での協議が順調に進みましても、少なくとも次期の指定管理期間に相当する期間を要するというところでございますので、県としますと、方向性が定まり、その措置が実現されるまでの間、引き続き、施設の設置主体としての責任を当然果たすということをもとめたものでございます。

最後に『利用者の利便性の確保』ということで、施設の利用者、特に本来の目的である利用者に施設を利用する際に支障が生じないよう、その利便性の確保に最大限の配慮を行なう必要がある、とするものでございます。

経緯につきましては、25ページに市や町との意見交換、第4回の専門委員会、本日の審議会を加えさせていただきました。今、話した内容をまとめたものを資料13として付けさせていただいておりますので、こちらのほうも合わせて参考にいただければと思います。私からの説明は以上でございます。

#### 井上会長

はい。ありがとうございます。それでは、皆さんからご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

#### 鈴木委員

はい。

#### 井上会長

はい。鈴木さんどうぞ。

### 鈴木委員

資料12の18ページ、運営は市町村で、建物は県だというところの「市町が、その地域の実情に応じて自由な運営を行ない得る体制を構築することが有効であると考えられる」ということですが、具体的に何を言っているのかよく分からない。今、何が阻害となってできないのか。具体的な中身を聞きたい。

基本的に、県としては施設が古くなって改築しなくてはいけない、お金がかかるということで、もう手放したいというように聞こえてしょうがない。市町村に投げればいいのかというような気がしてしょうがないのですが、そのへんをもう少しお願いします。

### 井上会長

はい。それでは、吉澤さんお願いします。

### 吉澤労働雇用課長

まず、役割分担に関する基本的な考え方の部分でございますけれども、先ほど説明した中で飛ばしてしまったのですが、平成11年から行なわれた地方分権改革というのがございます。地方分権につきましては、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が主導的な役割を担っていくことが必要であり、身近な行政サービスの提供はできるだけ市町村が、県は広域的な観点からその支援を行なうというのが基本的な考え方でございます。そういった流れからしますと、実際、勤福センターを利用されている方々は、いずれの施設におきましても、設置している市・町の地元の方が非常に多いということで、県は市町村がまずあって、そのバックアップといたしますか、支援をするという意味で、少し当初の設置の形態・目的からは離れてきているという背景がございます。そのような考え方を基に、今回の役割分担についての考え方を整理させていただいているのが1点でございます。

また自由な運営というお話でございますけれども、実際に料金等については、設置条例というのがありまして、その中で、それぞれの状況をふまえて決定をさせていただいています。実際、体育館、会議室などいろいろな形態がありますが、県全体の観点から金額、利用の形、規則等を決めさせていただいている部分がありますので、そういった意味において、もう少し県の統一的なルールではない形での運用・利用を図ることが、よりその施設の利用者数を増やすことに繋がるということがございます。マイク1本いくらというような設定を、県の規則の中で決めさせていただいているわけでございますので、非常に多くの利用者からいろいろな声を聞いているということも現実でございます。市町村に譲渡させていただくことによって、柔軟にやっただくことができますので、利用者のサービス向上になるということが背景にあると考えております。

### 井上会長

はい。どうぞ。

### 鈴木委員

設置条例というのは変えられないのですか。使いやすいように。

#### 吉澤労働雇用課長

条例ですので、その時の状況に応じて必要な改正は可能でございます。

#### 井上会長

他に、いかがでしょうか。はい。渡辺さん。

#### 渡辺委員

基本的な質問で申し訳ないのですが、各地域ごとに1つのセンターを造っているわけですよね。そこに勤務する勤労者の方々の施設という位置付けで、今まで運営してきたということによろしいのでしょうか？経費というのは、設置している市町村が持っているのか、広域的な負担という形でやっているのか、そのところを教えてください。

#### 吉澤労働雇用課長

報告書の1ページを参考にご覧いただければと思います。勤福センターにつきましては、1ページの(1)のア、後段のところに書いてございますけれども、昭和38年、長野市に長野県勤労者福祉センターを整備して以降、広域市町村圏単位での整備が進められ、平成2年の木曾勤労者福祉センターの完成により、県内10の広域圏すべてに整備されてきたという状況でございます。

上田・大町は県立の施設ではなく、市又は一部事務組合による整備に対し県が補助金を支出する方法で整備されました。

その後、大町は用途廃止、飯田・佐久・伊那は、改築をそれぞれさせていただきました。長野市の長野県勤福センターにつきましては、平成18年度末に廃止いたしました。設置した当初は広域圏ということで進めておりましたけれども、現状におきましては、県立としてやっておりますのは、佐久以下7つの施設ということでございます。

もう1点、実際の管理運営の経費につきましては、その次の4ページをご覧いただきたいと思いますが、平成22年度の収支が載っておりますが、それぞれ管理経費という(A)の欄が、施設を運営していただくのに掛かる、人件費と運営費の合計の欄でございます。収入内訳の委託料として、私どものほうから行政財産の使用に関する分につきましては交付させていただいているもの以外は、施設の利用料ということで、利用者からご負担いただく分と、市、町で実際に負担いただいている分ということでございます。実際掛かっている費用で、利用者からお支払いいただく分、委託料を除いた分、ほとんどの分については、各地元の市、町でご負担いただいているというのが、現在の運営形態でございます。

#### 井上会長

いかがでしょうか。

**渡辺委員**

そうすると、交渉・窓口は、所在地の市町村としているわけですね。

**吉澤労働雇用課長**

はい、そうです。

**渡辺委員**

もし、受けるということになると、その所在地の施設になるわけですか。例えば、木曾だったら上松町の施設として今後運営するという方向で進んでいくわけなのでしょうか。

**吉澤労働雇用課長**

基本的な考え方は、現在、それぞれの所在する、市、町に指定管理者ということでお願いをしていますので、交渉を直接させていただいている対象は、その市、町でございます。ただし、お話の中でももう少し広域的な対応というようなことも、少し伺っている状況ではございます。

**渡辺委員**

そのあたりは、窓口になる市町村が、将来、判断をすべきという位置付けでよろしいですか。

**吉澤労働雇用課長**

はい。お受けいただくかどうかというのは、今のところは、その相手方の市町ということになります。

**井上会長**

他にいかがでしょうか。はい。中山さん、お願いします。

**中山委員**

専門委員であります私が発言するのもいかがかと思いますが、ずっとこの間申し上げてきたのは、「働く者にとって、この機能をぜひとも残していただきたい」、ということです。

1 ページにもあります通り、昭和38年に長野市にできた長野県勤労者福祉センターは、今はございません。結果として財政問題等もあったのですが、こういった機能がなくなってしまうことが、我々、最大の危惧をするところではございまして、松本ですとか木曾ですとか、行かせていただいて実際に運営している人たちから、いろいろなお話を聞く中では、明らかに勤労者福祉センターは必要性がある、ニーズがあるということです。松本勤労者福祉センターなどは、私ども、相当な頻度で使わせていただいております。そういう意味からすると、市町もそれぞれ問題があるのですが、機能を残していただくための交渉を、これからキチッとやっていただきたい。上

松町だけでなく全体を含めて、柔軟な補助等の対応をしながら、できれば3年間、この3年間だけでは決着がつかない場合は、さらに延長しながら検討していただくよう、ぜひとも繰り返しになりますようお願いしたいと思います。

#### 井上会長

はい。今の説明を吉澤さんから。

#### 吉澤労働雇用課長

まず、勤労者のための施設として残すということにつきましては、この報告書の中でも、何度も、考え方をきちんとさせていただいているつもりでございます。

1つ目のところは先ほどもふれましたけれども、17ページの(2)の「以上の点を考慮する」というところがございますが、総体としては、行政改革の対象として施設の閉鎖・廃止を直ちに検討しなければならない状況にあるものとは認められない、ということを書かせていただいております。

関連いたしまして、22ページでございますけれども、『市町が施設を運営していくための環境づくり』のところの5行目ですか、県は市町が自らの判断と責任のもとで、引き続き、地域に必要な施設としての勤労者福祉施設を運営していくための環境づくりに努めなければならないものとする、ということで、その辺の施設自体の必要性については、きちんと書かせていただいております。

協議の3年間でまとまらない場合にどうするかという事になるわけでございますけれども、今後県といたしますと、この報告をご了承いただいた場合には、市、町に対しての協議、話し合いを始めさせていただきまして、受け入れに当たっての条件も確認させていただき、その中で、例えば改修というようなお話が出てくれば、そのご要望もふまえて、財源など検討をさせていただきます。もし時間的に間に合わないと言ったらなんですけれど、十分かといえば、なかなか難しい面もございますので、その段階で協議が進んでいけば、期間を少し延長することも可能でありましょうし、機能を残すような形で何らかの判断をさせていただくということもありうると考えているところでございます。

#### 井上会長

はい。ありがとうございます。私のほうから、ひとつ聞いていいですか。

#### 吉澤労働雇用課長

はい。

#### 井上会長

報告書18ページ中ほどに、必要な改修・改善を県によって行なう、という具体的なコメントが書かれているわけですが、この内容について現段階でどの程度お考えなのかということを少しお伺いできますか。

### 吉澤労働雇用課長

実際に、市町の方々とお話をさせていただく中で懸念されているのは、このまま継続する場合、県であろうが、市町村であろうがというお話で、一番新しい施設でも10年を経過しているという状況で、例えばもっと古いところだと、40年というところもございます。そういった中で、将来、近いうちに多額の改修が必要になるというのが、もう見えてきている施設もあるわけでございます。その財政の負担というものを、軽減というのは失礼なのですけど、なるべく無くすような形で、すぐに大きな負担を市や町の方へかけないことが、譲渡にあたっての環境整備では、一番大事ではないかと捉えております。今の段階で、どの施設につきまして、いくら掛かるというところまでは、話し合いを進めていない状況でございますが、今後審議会です承された後、実際に進めていかなければならないと考えております。

### 井上会長

それは、個別の市町との折衝に図られると理解してよろしいですか。

### 吉澤労働雇用課長

そうです。この報告書を認めていただき、そのあと実際に協議、話し合いをさせていただく中での事項でございます。

### 井上会長

分かりました。中村さん、どうぞ。

### 中村委員

はい。やはり、移管するにしても譲渡にしても、今まで県が設置してきた目的、事業内容というものを一体化してほしいと思います。運営を自由にとは言っても、今もある程度、市町村に任せて実施していると思いますし。

財源の保障のお話もありましたが、例えば耐震工事が必要になったり、住民の方が廃止にしたほうがいいのではないかと、ちっとも使っていないのではないかと、言ってきた時、また事業仕分けがあった時に、自由イコール放任にはならないのかというのが懸念する点で、その辺をお伺いしたいと思います。

### 井上会長

いかがでしょうか。

### 吉澤労働雇用課長

実際に市町とお話をさせていただく中で、それぞれ市、町の中にも議会がございますし、利用されている年間約70万人近い方々がいらっしゃるわけでございます。

今、ご懸念の点につきましては、県としてはきちんと責任を持って、自由が放任にはならないように、確認と言いますか、担保と言ったら何ですが、安心できるような形で譲渡するというのが大事な基本と考えております。

## 井上会長

他にいかがでしょうか。

## 根橋委員

これまで出た発言と同様で要望になるかもしれませんが。市町の方と意見交換をしてきたということですが、利用者の観点から、私ども、それぞれの所在地に関係団体がありますので、関係する勤労者、また一般市民の方とお話をすると、やはり、どうしてもこの施設がなくなったら困るねという発言が出ております。

設立の趣旨、私の把握しているところからすると、もともとは中小企業、零細企業の勤労者の皆さんが、利用しやすい施設ということで設立されたと認識をしております。今、利用者等が変わってきていることは事実かも知れませんが、やはり勤労者、その地域に住む者が利用しやすいと施設として位置付けられていることも事実でありますので、ぜひともこの機能を維持する方向でご検討をいただきたい。

おかれている環境が違う中で、同じ土俵で論議をすることはなかなか難しいだろうし、市町にしてみれば財政問題が課題になると思いますので、その辺は難しい協議になると思いますが、まずはこの機能を維持することを大前提に置いて進めていただくようお願いします。

## 井上会長

はい。それではご意見という形で、受けさせていただきます。他にありますか。関さん、お願いします。

## 関委員

県内にはいろいろな企業ありますけれども、特に中規模以上の企業では、それぞれ独自の企業の労働者の勤労者福祉ということで、会議室、クラブ活動の場所、海の家や山の家を、高度成長期には盛んに作ってきたわけです。その後、時代と共にあまり利用されなくなり、専門の業者が競争力のある形で参入し、便利で利用しやすい所を利用したほうがよろしいということになってきております。本来の目的が、企業の中の勤労者の福祉のことからスタートし、よく相談をしながらやってきているものなのです。

勤労者福祉施設は、中小企業や小規模企業が独自の企業内に施設を作れないというところから、県・行政が力を入れてやってきてくれた経過があるわけです。今、個別企業の施設と同じように、本来の目的の利用とはちょっと違ってきていることは確かです。しかし、本来の目的とは違ってきても県民の方々が非常に利用しているということもあるわけです。一番の根本であるそれぞれの地域とよく相談をしながら、時間をかけて解決していこうという姿勢でいいのではないかと考えております。

## 井上会長

ありがとうございました。はい、鈴木さん、どうぞ。

## 鈴木委員

全体の財政状況が問題です。長野県の全体の財政状況が。我々が現実問題として1つ考えてもらいたいのは、労働福祉の一番の大きな要素となる労働組合をちゃんと作って、会社の中で上司等と対等に話し合える状態になる事が、ひとつの大きな労働福祉の根本だと思う点なのです。労働者の組合組織率が低い中で、利用率が低いというのは当たり前で、組織率が上がり、もっと労働福祉というものが行政としても伸びていくと、施設の利用も増加するだろうと思います。

それともう1点は目的。今、利用の方法が目的と違っているというけれど、勤労者が少なく、勤労者の利用が少ないということがあるわけです。勤労者の利用が少なかったら、経営者とかも利用して料金を別にもすることも考えられるが、料金体系は一律で別ではないのですよね。もっと勤労者施設の利用について知られてもいいと思います。条例も改正して、利用について改善する余地はあるのではないかと思います。

建物を持っているところが責任を持つから、県が責任を持つのが本当だと思う。それをそれぞれ譲渡してしまうと、その後、10年20年後、県が財政負担する保証は何も無い。しかし、箱物を、一旦無くして新しく造るとするのはもう難しい。勤労行政という意味で、そのあたりの必要性をぜひ理解していただきたい。

## 井上会長

今の鈴木さんのコメント、なかなか重要なところだと思います。ただ同時に、これは施設を無くすと言っているわけではないわけです。

問題は、どのような形でこの機能を維持させるかということです。例えば18ページの冒頭に書かれている、自由な運営を仮に市町村が行なうことによって、労働者福祉の水準が上がるのであれば、何も問題は無いだろうという感じがするわけです。ですから、そのあたりの問題をどのような形でつめるかというのが、仮に市町村へ移管するという事になったとしても、やはり、まだ残される重要な課題だろうと思います。

これは公開の会議です。ここで皆さんからのもちろん賛否も含む、ちゃんとしたご意見を受けたまわっておこうと思います。いかがでしょうか。

最後に言いましたように、実は利用者や労働者にとってみれば、これが県営なのか、市営なのかということは、それほど大きな問題ではないのです。この機能が、どのような形で、地域の中に根ざされるかということが、何よりも重要だろうと思います。同時に渡辺委員が言われたように、例えば市町村に移管してしまうと、本来、広域で利用することが目的だったところが、町がそれを抱え込んでしまうという問題、他の近隣の人が使いにくくなるのではないかと問題が考えられるだろうと思います。そういう点では、市町村か県かという問題ではなく、ある施設をどのような形で、近隣の労働者が使えるようにするか、そして、きちんと維持されて安全に使うことが出来るかということを考えながら、運営をする必要があるのだろうと思います。

審議会でこの最終報告をどのような形です承するか、引き受けるかという事を、皆さんにお諮りしたいと思います。

23年9月の専門委員会から出されました最終報告を私達の審議会の中です承という形でお引き受けしてよろしいでしょうか。

## 各委員了承

### 井上会長

ありがとうございます。

それでは、こちらの最終報告書を了承という形で、お引き受けさせていただきたいと思えます。小林委員他、皆さん、どうもありがとうございました。

次に、こちらの報告書をどのような形にするかということなのですが、今回は専門委員会の報告書という形式になっておりますが、これを我々の審議会における審議を終了という形にして、審議会名の文章にし、県に対する当審議会の意見とすることを皆さんにお諮りしたいと思えます。

## 各委員了承

### 井上会長

ありがとうございます。

ただし、先ほど私が最後に言いましたように、こちらで出てきた意見は、とても重要なものになってくると思えます。ですから、今後、市町との議論の際には、報告書だけがひとり歩きするのではなく、こちらの審議会の中での議論も十分にふまえていただくようにしたいと思えます。我々としても、この議論そのものも、県民に対して公開しておりますので、今後、県がどのような形で市町と調整していくのかという事を、ずっと見て行きたいと考えております。

どうもありがとうございました。

それでは時間も参りましたので、これで終了したいと思えます。最後に太田部長から、ひとことお願いします。

## 太田商工労働部長

ひとことお礼申し上げます。井上会長を始め、審議会の皆様には、大変熱心なご議論を賜りまして、お礼申し上げます。

前段の新年度に向けた労働雇用政策に関しましては、パーソナル・サポート・センターの関係、あるいは職業教育等のご議論を賜りまして、ありがとうございました。

後段の県立勤労者福祉施設の在り方につきまして、専門委員会の最終報告の了承ということをお取りまとめいただきました。県といたしましては、本日のご議論をふまえた上で、今後、市、あるいは町との話し合いを進めて参りたいと考えております。

本日ご出席を賜りました専門委員会の小林委員長を始め、専門委員会の皆様には、1年2カ月に渡りまして、大変ハードな、かつ、熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。お礼を申し上げたいと思えます。

今後の労働雇用政策等について、今日いただきましたご議論を受け賜りまして、県

の施策の中で可能な限り反映させていくよう、私どもも努力して参りたいと考えております。冒頭に申し上げましたように、厳しい経済雇用情勢がまだ続くことが予想される中で、皆様におかれましても、いろいろな場で、今後とも、私どもの商工労働行政、特に労働行政につきまして、ご意見を賜りたいと考えております。ありがとうございました。

**福田課長補佐**

どうもありがとうございました。以上で本日の審議会は閉会といたします。長時間に渡り、ご熱心なご議論いただきまして、本当にありがとうございました。